

東郷町子ども条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 子どもの大切な権利と責務（第4条－第8条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第9条－第13条）

第4章 子どもが健やかに成長することのできるまちづくり（第14条－第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

すべての子どもは、一人の人として尊重されるとともに、地域社会の一員としてかけがえのない大切な存在です。このまちで子どもたちが健やかに成長し、まちの未来をつくっていくことは、わたしたちの願いです。

子どもは、まだ一人では生きていけず、親や友達、先生、地域の人たちの支えがあってこそ幸せに暮らし、成長することができます。

子どもは、生まれる前から家族や地域の人たちから愛され、大切にされて生まれ、地域社会全体で支えられながら、心身ともに健やかに育てられることによって、夢や希望を持つことができます。

大人に権利があるのと同じように、子どもにも権利があります。子どもの権利は、子どもが一人の人として育ち、学び、生きていく上で大切な権利として保障されなければなりません。子どもの権利を保障することは、子どもたちの幸せの条件となります。

わたしたちは、こうした考えのもと、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現するために、ここに東郷町子ども条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念を基本として、子どもの権利を明らかにするとともに、地域社会全体で子どもを支えるための責務を定めることにより、子どもが健やかに成長することのできるまち

を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 地域住民 町内に住み、町内で学び、働き、並びに活動する人並びに事業者及び町内で活動する団体をいいます。
- (2) 子ども 地域住民のうち18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人をいいます。
- (3) 大人 地域住民のうち子ども以外の人をいいます。
- (4) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する人をいいます。
- (5) 育ち学ぶ施設の関係者 町内にある学校、保育所、幼稚園、児童館その他の子どもが育ち、学ぶことを目的とした施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。
- (6) 事業者 町内で事業を行う人をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに成長することのできるまちの実現は、次の基本理念に基づきます。

- (1) 子どもの幸せや子どもにとって何が一番大切かを考えること。
- (2) 子ども自身の気持ちや考え、行動する力を大切にすること。
- (3) 子どもの年齢や発達段階に配慮すること。
- (4) 子どもと大人の相互理解を基本に、地域社会全体で取り組むこと。

第2章 子どもの大切な権利と責務

(健やかに成長し、安心して生きる権利)

第4条 子どもが健やかに成長し、安心して生きるために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られること。
- (2) 家族や地域住民から愛され、大切にされて生まれること。
- (3) 愛情をもって心身ともに健やかに育てられること。
- (4) 誰からも幸せを奪われないこと。

- (5) 年齢や発達段階にふさわしい環境のもとで生活すること。
- (6) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (7) あらゆる差別を受けないこと。
- (8) あらゆる虐待、暴力、体罰、いじめ及び犯罪から守られること。

(自分らしく育ち、学ぶ権利)

第5条 子どもが自分らしく育ち、学ぶために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分らしく成長するために必要な知識や情報が得られること。
- (2) 必要な教育を受け、自ら学びたいことを学ぶ機会が得られること。
- (3) 人への思いやりや人とのふれあいの大切さを知ることができること。
- (4) 自然、文化、芸術、スポーツ及び社会体験を通じて、豊かな人間性を^{はぐく}む経験が得られること。
- (5) 休息し、遊ぶことができること。
- (6) 心や体に障がいがあっても、子どもの個性や誇りが傷つけられないこと。

(自分の考えを表現する権利)

第6条 子どもが自分の考えを表現するために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分の考えを自由に持ち、自由に表現できること。
- (2) 年齢や発達段階に応じて、自分の意見が尊重されること。

(参加する権利)

第7条 子どもが自分に関係することについて、主体的に参加するために、子どもには、次の権利が保障されなければなりません。

- (1) 年齢や発達段階にふさわしい活動の機会が得られ、意思決定に参加すること。
- (2) 仲間を作り、集まり、主体的な活動を行うことができ、適切な支援が受けられること。

(子どもの責務)

第8条 子どもは、他の人の権利を認め、尊重しなければなりません。

2 子どもは、まちの未来をつくっていく人として、豊かな人間性や社会性を身に

つけるために、感動する心、感謝する心、思いやりの心を持つよう努めなければなりません。

3 子どもは、いかなる場合も、暴力、いじめ、差別等により、他の子どもの心や体を傷つけてはなりません。

4 子どもは、他の子どもの権利が侵害されているときは、知らないふりをしないよう努めなければなりません。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(大人の共通の責務)

第9条 大人は、子どもが地域社会の大切な一員であることを認識しなければなりません。

2 大人は、子どもが安全で安心して健やかに育つことができ、子どもの成長を温かく見守る地域社会となるよう努めなければなりません。

3 大人は、いかなる場合も、虐待、暴力、体罰、いじめ、差別等により、子どもの心や体を傷つけてはなりません。

4 大人は、子どもの権利が侵害されているときは、知らないふりをしないよう努めなければなりません。

(保護者の責務)

第10条 保護者は、子どもを愛情をもって心身ともに健やかに育むとともに、子どもにとって何が一番大切かを考え、子どもの年齢や発達段階に応じて、適切に子どもを援助し、指導しなければなりません。

2 保護者は、子どもが地域社会の一員として健全な生活習慣や社会のルールを身に付けることができるよう、子どもを育てなければなりません。

(育ち学ぶ施設の関係者の責務)

第11条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの年齢や発達段階に応じた豊かな心、確かな学力、健やかな体の能力を高め、これからの社会で求められる人間性や社会性を身に付けることができるよう、子どもを導かなければなりません。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、従業員の家庭が子どもを健やかに育てることができるよう、子育てしやすい職場環境に配慮しなければなりません。

(町の責務)

第13条 町は、子どもの権利を守るために、地域住民と協働し、必要な施策を実施しなければなりません。

2 町は、子ども、大人、保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

第4章 子どもが健やかに成長することのできるまちづくり

(子どもの権利の侵害からの救済)

第14条 子ども又はその関係者は、子どもの権利の侵害について、町長に対し、相談を申し出ることや権利の侵害からの救済を求めることができます。

2 町長は、子どもの権利が侵害されていると認めるときは、関係機関と連携して、権利の回復のための必要な措置を行います。

(虐待に対する取組)

第15条 町は、関係機関と連携して、子どもへの虐待に対する予防及び早期発見に取り組めます。

2 地域住民は、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに町や関係機関に通報しなければなりません。

(子育て家庭への支援)

第16条 町は、子育てをしている家庭に対し、保護者が安心して子育てをすることができるよう、必要な支援を行います。

2 町は、子育てをしている家庭に対し、保護者が仕事と子育てを両立することができるよう、必要な支援を行います。

3 町は、特別な支援が必要な子ども及びその家庭に対し、安心して暮らすことができるよう、必要な支援を行います。

(子どもの安全安心を守る取組)

第17条 町は、地域住民と協力して、子どもが有害な環境や犯罪の被害から守られるよう、必要な取組を実施します。

2 町は、子どもが安全で安心して暮らすことができるよう、公共施設などの整備や必要な支援を行います。

(子どものための居場所づくり)

第18条 町は、子どもが安全で安心して過ごすことのできる居場所づくりに努めます。

2 町は、地域住民や仲間と一緒に豊かな体験をすることのできる場や機会の確保に努めます。

(意見表明の促進)

第19条 町は、子どもに関する施策の実施に当たっては、子どもが意見を表明する機会の充実に努めます。

(子どもの権利を考える月間)

第20条 町は、この条例を多くの人に広く知ってもらうため、11月を東郷町子どもの権利を考える月間と定め、啓発活動や必要な取組を行います。

(検証及び見直し)

第21条 町は、子どもの権利に関する施策の実施状況を検証するとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行います。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。